

食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格

食品衛生管理者・食品衛生監視員は厚生労働省により認定される任用資格である。

本学栄養学部栄養学科は、食品衛生管理者・食品衛生監視員の養成校であり、別に定める科目を修得して本学を卒業した場合、任用条件を満たすことができる。

本学科における食品衛生管理者および食品衛生監視員の指定科目の単位認定は、編入学前に指定養成施設で受講した科目のみ認定することができる。指定養成施設以外で修得した科目は、資格認定を受ける場合には再度単位を履修する必要がある。

詳細は、学科ガイダンス等で説明を実施する。